

職員の懲戒処分に関する運用基準

1 趣旨

この基準は、函館市病院局に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「職員」という。）の懲戒処分の量定基準について定めるものとする。

2 懲戒処分の量定基準

職員の懲戒処分の量定基準（以下「基準」という。）は、別表のとおりとする。

ただし、職員の職責、処分歴、過失度合い、過去の処分例、社会的影響等を総合的に勘案し、基準によらないで処分をすることができる。

3 その他

基準に掲げられていない職員の非違行為についても、基準および過去の処分例等を参考に懲戒処分をすることができる。

4 適用日

この基準は、平成18年4月1日以後に行う懲戒処分について適用する。

(改正経過)

1 平成18年9月15日改正

別表中「4 交通事故・交通法規違反関係」の量定基準の改正

2 平成19年10月12日改正

別表中「4 交通事故・交通法規違反関係」の量定基準の改正

3 平成20年12月30日改正

別表中「1 一般サービス関係」、「2 公金・物品取扱い関係」および「3 公務外非行関係」の量定基準の改正

4 平成27年4月1日改正

別表中「1 一般サービス関係」、「2 公金・物品取扱い関係」および「3 公務外非行関係」の量定基準の改正

5 平成27年9月25日改正（ただし、別表中「4 交通事故・交通法規違反関係」の改正は、平成27年10月1日以降の違反について適用する。）

別表中「3 公務外非行関係」および「4 交通事故・交通法規違反関係」の量定基準の改正

6 平成28年5月20日改正（ただし、別表中「4 交通事故・交通法規違反関係」の改正は、平成28年6月1日以降の事故について適用する。）

別表中「3 公務外非行関係」および「4 交通事故・交通法規違反関係」の量定基準の改正

7 令和2年8月11日改正

別表中「1 一般サービス関係」の量定基準の改正

1 一般服務関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給または戒告
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職または減給
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職または停職
(2) 遅刻・早退	勤務時間の始めまたは終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
(3) 休暇の虚偽申請	病気療養休暇または特別休暇について虚偽の申請をした職員	減給または戒告
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、または職務遂行にあたって上司の命令に従わない等により、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給または戒告
(5) 専門職としての職責の不遂行	医療の専門職として著しく不適切な業務の遂行により、病院や患者に多大な損害をもたらし、職責を果たしていないと認められる職員	免職、停職、減給または戒告
(6) 職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職または減給
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給または戒告
(7) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給または戒告
(8) 違法な職員団体活動	ア 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に違反して同盟罷業、怠業その他業務の正常な運営を阻害する行為をした職員	減給または戒告
	イ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に違反して同条に規定する禁止された行為を共謀し、そそのかし、またはあおった職員	免職または停職
(9) 秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職または停職
(10) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動および他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。)	ア 暴行もしくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結びもしくはわいせつな行為をした職員	免職または停職

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞・性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員	停職または減給
	ウ イのうち、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職または停職
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給または戒告
(11) パワー・ハラスメント (職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。)	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的または身体的な苦痛を与えた職員	停職、減給または戒告
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員	停職または減給
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	免職、停職または減給
(12) 収賄	職務に関して賄賂を收受し、またはその要求もしくは約束をした職員	免職
(13) 政治的目的を有する文書の配布 ^(※)	政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告
(14) 個人情報保護義務違反	ア その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給または戒告
	イ 職務上知ることのできた個人情報を、自己または第三者の利益に供する等、不正な目的に使用した職員	免職、停職または減給
	ウ 故意または重大な過失により、職務上知ることのできた個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給または戒告

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(15) 兼業の承認等を得る 手続のけ怠	許可を得ず、営利企業の役員等を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得て事業等に従事した職員	減給または戒告
(16) 入札談合等に関与する行為	函館市病院局が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示することまたはその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	免職または停職
(17) コンピュータの不 正利用等	ア 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給または戒告
	イ 不正に情報システムにアクセスし、または第三者の不正アクセスをほう助した職員	停職、減給または戒告
	ウ 不正な操作により、情報システムまたは情報資産の損壊、改ざんもしくは消去等をした職員	免職、停職または減給

※ (13)については、管理職のみの適用とする。

2 公金・物品取扱い関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 横領	公金または物品を横領した職員	免職
(2) 窃取	公金または物品を窃取した職員	免職
(3) 詐取	人を欺いて公金または物品を交付させた職員	免職
(4) 公文書取扱不適正	公文書を不正に作成し，使用し，または故意に隠蔽もしくは汚損した職員	免職，停職または減給
(5) 紛失	公金または物品を紛失した職員	戒告
(6) 盗難	重大な過失により公金または物品の盗難に遭った職員	減給または戒告
(7) 物品損壊	故意に職場において物品を損壊した職員	減給または戒告
(8) 失火	過失により職場において出火を引き起こした職員	戒告
(9) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員および故意に届出を怠り，または虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給または戒告
(10) 公金および物品等の処理不適正	自己保管中の公金または物品等について目的外用途に使用するなどの不適正な処理をした職員	減給または戒告

3 公務外非行関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 放火	放火をした職員	免職
(2) 殺人	人を殺した職員	免職
(3) 傷害	人の身体を傷害した職員	免職, 停職または減給
(4) 暴行・けんか	暴行を加え, またはけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給または戒告
(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給または戒告
(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した職員	免職, 停職または減給
	イ 遺失物, 漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員	減給または戒告
(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した職員	免職, 停職または減給
	イ 暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ, または人を恐喝して財物を交付させた職員	免職, 停職または減給
(9) 賭博	ア 賭博をした職員	減給または戒告
	イ 常習として賭博をした職員	停職
(10) 麻薬・覚せい剤等の所持, 使用等	麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬および向精神薬, 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤, 大麻取締法に規定する大麻ならびにあへん法に規定するあへんおよびけしがらの所持, 使用等をした職員	免職
(11) 危険ドラッグの所持, 使用等	医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律または北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例により指定されている薬物を含む危険ドラッグの所持, 使用等をした職員	免職または停職
(12) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して, 公共の場所や乗物において, 公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をした職員	停職, 減給または戒告
(13) わいせつ行為等	ア 強姦または強制わいせつ行為をした職員	免職
	イ 公然わいせつ, 盗撮, のぞき等その他のわいせつ行為をした職員	免職, 停職または減給
(14) 淫行	18歳未満の者に対して, 金品その他財産上の利益を対償として供与し, または供与することを約束して淫行をした職員	免職, 停職または減給
(15) 痴漢行為	公共の場所または乗り物において痴漢行為をした職員	免職, 停職または減給

(16) ストーカー行為	つきまとい等ストーカー行為をした職員	免職, 停職または減給
--------------	--------------------	-------------

4 交通事故・交通法規違反関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 飲酒運転での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 酒酔い運転で人を死亡させ, または重篤な傷害を負わせた職員	免職
	イ 酒気帯び運転で人を死亡させ, または重篤な傷害を負わせた職員	免職または停職
	ウ イの場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
	エ 酒酔い運転または酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員	免職または停職
	オ エの場合において措置義務違反をした職員	免職
(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ, または重篤な傷害を負わせた職員	免職, 停職または減給
	イ アの場合において措置義務違反をした職員	免職または停職
	ウ 人に傷害を負わせた職員	減給または戒告
	エ ウの場合において措置義務違反をした職員	停職または減給
(3) 交通法規違反	ア 酒酔い運転をした職員または酒気帯び運転をした職員	免職または停職
	イ 酒酔い運転もしくは酒気帯び運転となることを知りながら他の者に車両・酒類を提供した職員または酒酔いもしくは酒気帯び運転であることを知りながら要求・依頼してこれに同乗した職員	免職または停職
	ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職または減給
	エ ウの場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	停職または減給
(4) 公務中の物損事故	公務中に物損事故を起こし, 病院局に著しい損害を与えた職員	戒告

5 監督責任関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で, 管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給または戒告
(2) 非行の隠ぺい, 黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず, その事実を隠ぺいし, または黙認した職員	停職または減給